

パブリックコメントの回答について

恵那市恵那峡公園条例のパブリックコメント募集については、令和元年10月3日から令和元年10月17日まで募集し、1名から意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
1. 条例の題名は、「恵那市恵那峡公園条例」より、岐阜県立自然公園条例第30条を根拠に「恵那市恵那峡公園管理条例」の方が望ましいじゃないでしょうか。	この条例は、施設を管理運営することを目的とした条例ですが、他施設の条例も題名としては「管理」をつけていませんので、他条例名に倣い「管理」は付けていません。
2. 第1条は、昭和29年に岐阜県から県立自然公園に指定されているので、恵那市が同じ土地の景観を、名称だけ重ねて市立公園に設置するのは、格が落ちるイメージを与えるので、県立公園を管理するでは、如何ですか。	岐阜県立自然公園条例は、自然を保護する観点ですが、この条例は県立公園全体を市が管理することではなく、恵那市として再整備した範囲を管理運営することを目的に、「恵那市恵那峡公園」として条例を制定するものです。
3. 第2条名称は「恵那峡県立自然公園」で、位置は「恵那市大井町2709番地79ほか木曽川水面を含む」としては如何ですか。	恵那峡県立自然公園では、木曽川湖面が自然保護の観点から公園の範囲となっていますが、恵那市の定める公園管理の範囲は、木曽川の湖面を含んでいません。
4. 第3条(3)「傘岩公園」は、傘岩は天然記念物で見る物であるが、来園者が(1)「さざなみ公園」と同じ感覚を持てば、傘岩の汚損の恐れが増加するので「傘岩・千畳敷岩見学路」では如何ですか。	天然記念物であることの説明看板を設置し、注意喚起を行います。千畳敷岩は、個人地であることから公園管理外としています。名称については、見学路と周辺の景観も含めた場所を示すものとして「傘岩公園」とします。
5. 同条(5)ビジターセンターの構造・規模・内容が不明ですが、旧恵那市は昭和37年に設置した観光センターを3箇年持たないで、手離した経緯がありますが、箱物建造物は大丈夫ですか。	今回設置するビジターセンターは、観光案内、展示、休憩室に利用できるスペースを有する、公園管理の拠点として、公園全体を指定管理者による管理とする予定です。
6. 第5条各号の「公園の利用」の「公園」は、3条の「施設以外」の土地を含めた2条の「位置」の面的なものであれば、遊覧船に乗るのみの歩行者も許可を要すると解され不合理のようです。	第8条で「行為の制限」として、許可を必要とする内容を示しており、通常の散策や遊覧船への乗船通行を制限するものではありません。

7. 第6条、第7条の、「公園のビジターセンター」は「公園の」字句は要らないじゃないでしょうか。8条1号のように・・・。	「公園の」は削除します。
8. 第8条5項1号のうち「公私の選挙」の「私の選挙」とはどんな場合ですか。	特定の団体または任意の団体間で行われる選挙を指します。
9. 第9条7号の「用途以外」とは具体的にどんな行為ですか	「用途以外」とは、竹木の伐採や植物の採集、土地の形質等を想定しています。
10. 第14条2号中「第8条第1項」は「第8条第4項」ではないでしょうか? 「3項許可」は含みませんか	第8条全般を指していますので、第14条2号中「第8条第1項の規定による」を削除します。